

〈研究ノート〉

児童館における「福祉的機能」の可能性

—06 調査の再調査に向けた課題の整理—

所 貞 之

【要旨】

本論は、児童館の「福祉的機能」の実践可能性を探るべく、実態調査を行う予備的作業として論じるものである。児童館の児童福祉施設としての異質性を挙げながら、「福祉的機能」を有することが児童福祉施設としての使命であると考え、児童館実践の実態の調査分析を企画した。調査は、著者が2006年に実施した児童館における「アセスメント」の実践に関する全国規模の量的調査を基に、質問項目の今日的妥当性を考慮しつつ実施予定である。本論では、今日的妥当性を明らかにするために、2006年から今日までの児童福祉及び児童館施策をめぐる動き、潮流を整理し、児童館の「福祉的機能」の必要性と可能性を探る意義を示した。特に2006年からの児童館施策の動きの中で特筆すべき「児童館ガイドライン」でふれているように、児童館の専門職たる児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の専門性や力量が、児童館における「福祉的機能」の可能性を左右する重要なファクターであることは容易に窺える。このような知見を集めながら、本論を通して再調査の質問項目を見直して調査に臨み、児童館の「福祉的機能」を追究していきたい。

キーワード：児童館 福祉的機能 児童福祉施設

1. はじめに

少子化の進行、児童虐待の増加とりわけDVの増加に伴う「面前DV」（心理的虐待）の増加、子どもの貧困、保育所ならびに学童保育の待機児童の増加、そして新型コロナウイルス感染拡大に伴う子育て家庭、なかでもひとり親家庭への経済的打撃など、今日の子どもを取り巻く環境は厳しいものとなっている。こうして地域の子どもをめぐる「生活問題」が多様化・複雑化するなかで、それらを緩和、解決する旗手となる児童福祉施策が果たす意義は大きく、また期待も大きい。

そのなかにあって、児童館は、児童福祉法制定当時から、地域のすべての子どもを対象とし遊びを中心とした様々な活動を展開する児童福祉施設として、地域の子どもや子育て家庭の抱える問題への対応を迫られるケースが増加している。とはいえ、児童館が、地域の子育

てニーズを社会資源と結びつけてサービスとして提供するといった「福祉的機能」を果たしてきたかという点、理論・実践両面からみてその検証に足りる蓄積は未だ多いとはいえない。

本研究では、児童館の「福祉的機能」の可能性を探るため、地域に開かれた児童館の特性をふまえて、援助過程のうち「アセスメント」の実践に関する全国調査を実施することを企図している。そこで、本論では、今後、著者が2006年に実施した量的な全国調査の再調査を実施し、比較分析するための事前準備として、2006年から今日までの児童館施策をめぐる動き、潮流を整理し、児童館の「福祉的機能」の必要性と可能性を探る意義を示すことを目的としたい。特に「児童館ガイドライン」の内容については詳しくみていきたい。

2. 児童館の「機能」

(1) 児童館という“異質”な施設

児童館は、児童福祉法制定当時から存在する同法第40条に規定された児童福祉施設である。児童館は児童厚生施設のうち屋内型のもので、屋外型のものは児童遊園とよばれ、ともに子どもの健全育成を図る施設とされる。そこに置かれる専門職は「児童の遊びを指導する者」と称される。以前の呼称は「児童厚生員」である。

戦後、1947(昭和22)年に制定された児童福祉法において高邁な理念として掲げられた「すべての児童の健全育成」をどう具現化するのか。児童館は、いわば「児童保護」から「児童福祉」への第1歩の象徴たる児童福祉施設として誕生した歴史がある。ただし、小型児童館であれば市町村単位での任意設置とされており、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設など他が都道府県レベルでの措置にもとづく施設であるのに対して、児童館はいわゆる「福祉」らしさを感じさせない、いわば児童福祉施設の中では“異質”な存在となっているといえよう。そのことがかえって、児童館(児童厚生施設)自身の存在意義が今日まで問い続けられることにつながっているのではないだろうか。児童館は児童福祉施設であることから、その運営等については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第38条から40条で定められている。条文は以下の通りである。

第六章 児童厚生施設

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に

連絡しなければならない。

これらからは児童厚生施設（児童館）については直接的に「福祉的機能」への言及は見当たらない。強いて解釈を加えれば、児童厚生施設の「厚生」は「福祉」と同義とされたり、「福祉」に「健康」の要素を加えたものを「厚生」としたりすることから、「福祉」施設であるともいえよう。ただし、これは施設名称の表面的な解釈でしかないのは言を俟たない。

(2) 児童館の「福祉的機能」に関する研究上の議論

論文検索サイト CiNii Articles (<https://ci.nii.ac.jp/>) によると 2005 年から 2020 年までの「児童館」がタイトルに入った論文等の数は 656 本で、「児童厚生施設」とすると 22 本、さらに「児童館」プラス「福祉」あるいは「ソーシャルワーク」関連ともなると、その論文等は 15 本程度と 1 割にも満たない。単純に比較することはできないが、「児童養護施設」の 2764 本と比較しても児童館研究の蓄積の少なさは顕著であろう。ここでは、児童館の「福祉的機能」に関わる先行研究を概観しておくことにする。

植木 (2017: 58-59) は、歴史的には児童館が「健全育成」の場として機能してきたと述べ、「予防機能」と「保護機能」を担ってきたと言及する (植木 2017: 58)。ここでいう「予防機能」は地域支援としての一般児童対策をいい普遍主義的な性格を有するのに対して、「保護機能」は留守家庭児童対策や家庭対策、少子化対策と時代的なニーズに対応する形で変化を遂げる選別主義的な性格を持つと指摘している (植木 2017: 60)。ただし、植木がいう「予防機能」は、先に触れた「予防」概念とは一致せず、ターゲットを特定化しないという意味での一般児童を対象とした概念である。

西郷泰之は精力的に児童館の役割・機能を追究し、「日常の子どもの自由な遊びの保障」と「生活問題の発生予防」を重要な役割として声高に提唱している 1)。その中で、児童館は遊び場の提供、遊ぶ機会の提供、地域の福祉施設としての機能を求めている (西郷 2017: 268)。

また、西郷は自身の博士論文において、「社会福祉分野における児童健全育成の概念はその具体的中身があいまいなまま推移してきており、児童福祉施設の中での唯一の児童健全育成施設といわれる児童館はその目標とされる児童健全育成概念のあいまいさのために、実際には多様な活動形態が存在する結果を招いている」と分析し、児童館の役割として「生活問題の発生を予防する一次予防機能を重視した。また、生活問題の重度化を防ぐための二次予防機能の必要性と、そのためのソーシャルワーク機能が重要だとしている (西郷 2009: 4)。

ソーシャルワークの機能・役割について、松岡ら (2015: 69) が「ソーシャルワーカーが意識的に活用し、クライアントと共に支援・援助目標に向けた取り組みの働きかけである。そしてこれらは法制度的なもの、ソーシャルワーカーによるものに分けることができる」とし、制度的側面と実践的側面の 2 面性があることを示唆している。また、ソーシャルワークの機能・役割を明示的に整理したものには、日本社会福祉実践理論学会 (現日本ソーシャ

ルワーク学会) ソーシャルワーク研究会が示したものがある 2)。さらに、奥典之ら (2015 : 50) は、先のソーシャルワーク研究会が示した機能・役割を援用しながら 13 の機能を挙げ、児童厚生施設職員 40 名に業務上必要とする機能について調査している。結果、「相談援助機能 (子育て相談・助言)」と「職員同士のチームワークの調整・社会変革機能 (地域の保育ニーズへの対応)」が高い割合を示したとしている。

大河内 (2008) は、児童虐待問題の拡大とその対応の必要性に鑑み、学校において「福祉的機能」を果たしていく責任は大きいとして、早期発見・早期通告だけでなく、子どもにとって「安全な環境」を提供し、回復支援を行っていくことの重要性を主張している。

富田ら (2010) は、子どもたちの健全育成拠点として注目されている児童館の「社会的な機能や価値」について調査し、子どもの遊び場とともに、「子育て支援の場」としての機能を重視していることを明らかにした。

傳馬 (2007) は、児童館機能の再検討と題して、現在の児童館がどのような「子育て支援」機能を有する可能性があるかを学童保育との関係を踏まえながら論じている。そのなかで傳馬は児童館を「特殊な療育の活動とするのではなく権利として、すべての“ウェルビーイング”を醸成していくために、すべての子どもの地域活動拠点」(傳馬 2007 : 72) として充実させていく必要性を唱えている。

最後に、かつて岡村重夫らは、「社会福祉施設であること」について保育所を対象として言及している。岡村らは保育所の社会福祉施設としての機能についてふれ、「貧困家庭の、経済的困窮から生れた保育上の欠陥を援助するための施設であることは否定しえないのであって、この事実を軽視して、抽象的に『保育に欠ける』ことのみを強調する児童福祉法の立場は極めて非現実的であり、危険である」(岡村 1956 : 6) と述べ、家庭の生活上の困難の解決を問題としないのは、「本質的に幼児教育施設と何等異ならないものであって、社会福祉施設となりえない」(岡村ら 1956 : 4) としている。これらは、同じ地域に根づく福祉施設としての児童館の機能を議論する際の重要な示唆となるであろう。

(3) 今日の児童館の「福祉的機能」の必要性

今日、社会問題化した子どもの貧困への直接的間接的支援として子ども食堂の全国拡大し、頻発する凄惨な虐待死事件や DV の増加による警察から児童相談所への虐待通告件数が大幅に増加している。さらに、2020 年の新型コロナウイルスの感染拡大は、OECD (経済協力開発機構) も公表しているように、コロナを要因とする経済的な危機の子育て家庭への蔓延化、緊急事態宣言等による休校措置による家庭内ストレスの増加等々、地域の子どもにも心身両面で大きなショックを与えた。今日、地域の子どもや子育て家庭をめぐる状況は悪化している。コロナ禍にあって臨時休館を迫られた時期を経て、2020 (令和 2) 年 6 月には一般財団法人児童健全育成推進財団が「児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を公表し、コロナ禍の児童館活動及び感染防止対策について明記している。ガイドラインで

は以下のような記述もみられる。

子育て支援や配慮を要する子ども・家庭への対応等、児童館の多様な機能についても、感染リスクのある状況下で実施できることに一つひとつ取り組み、児童館の役割を果たしていくことが重要である。

今日、児童館に求められている機能は、まさに「福祉的機能」なのではないだろうか。

(4) これまでの著者による児童館調査（2001年調査、2006年調査）の概要

先にも触れたが、著者はこれまで児童館研究に関わらせていただく中で、いくつかの全国規模の調査を行っている。1つ目は、地域の子どもの居場所の拠点としての児童館の重要性が指摘された時期の2001（平成13）年に、児童館のもつ社会資源、地域の諸機関・団体との連携（連絡・調整）の実態を把握するためのアンケート調査である。その結果、3つの課題を明らかにし、なかでも連絡調整（「コーディネート」）機能の重要性を指摘した。

2つ目に、前の調査を経て、「ソーシャルワーク的視点」に立って、児童館が把握（発見）した問題、あるいは児童館に持ち込まれた情報を実際にどのように「アセスメント」し、対応していくのかその一連のプロセスを検証することの必要性を感じ、2006年、児童館でのソーシャルワーク実践の実態把握と将来的な児童館活動におけるソーシャル機能の必要性と可能性を探るための全国規模の調査を実施した。その結果、児童館におけるソーシャルワーク実践、特に「アセスメント」機能の充実の必要性が明らかになった。

この結果を少し説明しておこう。子どもや親への予防的なかかわりよりもより積極的なかかわり、つまり援助の視点を備えたかかわり＝ソーシャルワーク的まなざしをもつことが児童館、「児童厚生員」の専門性として重要となる。それはまず、児童館職員が専門性のひとつとして、「気づき」のあった子どもや家庭に対してより詳しい情報の収集そして整理・分析を行う（＝「アセスメント」）技術を備えることが挙げられる。いわば、いわゆる（直接的な）援助が必要となるのか、地域や関係機関への投げかけや連携が必要なのか、あるいは予防的なかかわりを続けるのがよいのか判断するための材料を集め、吟味していく技術を備えるということである。

こうした「アセスメント」という機能を備えて、時代的社会的な地域のニーズに対応していくためには、まず児童館が、児童館職員が、現状の環境のなかでどれだけのソーシャルワーク実践を行っているかを知ることが肝要であろう。

以上のようなことから、2006年調査の再調査の実施を計画するものである。今こそ、児童館を取り巻く環境、「福祉的機能」の必要性を浸透させる環境が醸成しつつあるといえるのではないだろうか。それを裏付けるためにも、今般の児童福祉や児童館をめぐる施策の動向を把握することが求められよう。

3. 2006年から2020年の児童福祉及び児童館をめぐる施策の動向と児童館の「福祉的機能」

(1) 施策の動向

それでは、2006年調査から今日までの児童福祉及び児童館をめぐる施策の動きを観ていくことにしよう。表1をみると、2015（平成27）年には、子育て支援の新たな提供システムとしての子ども・子育て支援制度が創設されている。児童館施策自体はこの制度にメニュー化されなかったが、地域の子育て支援の提供基盤の変更は、同じ地域にある施設として、求められている児童館の「機能」を確実に果たすことが重要となるといえよう。

一方で、子ども・子育て支援制度における地域子ども・子育て支援事業に入っている学童保育3) に関しては、2007（平成19）年に「放課後児童クラブガイドライン」が策定されている。「児童館ガイドライン」が策定されたのは、その4年後の2011（平成23）年のことである。

一方で、およそ15年の間に、いわゆる子どもに関わる「生活問題」が様々なかたちで表出しており、2013（平成25）年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が、2015（平成27）年に「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」、2018（平成30）年には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定されており、問題の解決・緩和のための諸施策が展開されている。その中であって、児童館は地域で生活する子どもや親が抱える問題の早期発見、早期対応の「機能」が求められている。

このような動きの中で、児童館に直接関連した事項としては、2011（平成23）年と2018（平成30）年に策定された「児童館ガイドライン」が挙げられるだろう。これについては後で詳述する。

(2) 児童福祉法の大幅改正と児童館

2006年からの施策の動向を見たとき、2016（平成28）年の児童福祉法の改正は児童福祉の史的展開において重大な事項である。この改正は児童福祉全般にわたるもので、特に児童福祉法の理念が見直され、児童の福祉を保障するための原理が明確化された。社会的養護における家庭養育優先原則、市町村・都道府県・国の役割と責務が明文化された。

児童の福祉を保障するための原理の明確化については、児童福祉法第1条で子どもの生活が保障され、健全に育成されることは、「児童の権利に関する条約の精神」に則り子どもの権利であるとしている。児童福祉法制定以来の理念そのものの見直しであった。また、児童福祉法第3条の3において「市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行う」と規定された。これは、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を市町村が中心となって行うなど、地域において児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を講じることを意図する。市町村が設置主体となっている児童館においては、地域の保護を要する子どもや子育て家庭へ

の継続的な支援が求められているといえよう。その意味で、児童館は児童の権利に関する条約の4つの基本権利にある「育つ権利」の保障を積極的に図ることが必要であろう。

表1 前回調査年からの児童福祉関連施策の動向

年	施策の動き
2004（平成16）年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正 ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待の放置等も対象、面前DVが心理的虐待に含まれる） ・通告義務の範囲の拡大（「虐待を受けたと思われる」場合も対象） ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等
2007（平成19）年	放課後児童クラブガイドライン 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
2008（平成20）年	児童福祉法の改正 ・子育て支援事業の法定化
2009（平成21）年	被措置児童等虐待対応ガイドライン
2010（平成22）年	国連の児童の権利委員会からの第3回日本政府報告 ・「家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足」等
2011（平成23）年	児童館ガイドライン
2012（平成24）年	子ども・子育て関連3法
2013（平成25）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
2014（平成26）年	子供の貧困対策に関する大綱、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正 放課後子ども総合プラン 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館の運営内容等に関する調査研究」
2015（平成27）年	子ども・子育て支援新制度、健やか親子21（第2次） ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」
2016（平成28）年	児童福祉法・児童虐待防止法等の改正 ・児童福祉法の理念の明確化 ・子育て世代包括支援センター 等
2017（平成29）年	新しい社会的養育ビジョン
2018（平成30）年	児童館ガイドラインの改正 新・放課後子ども総合プラン 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）
2019（平成31/ 令和元）年	児童虐待防止法、児童福祉法等の改正 ・親権者などによる体罰禁止（20年4月施行） 児童の権利に関する条約の日本批准25年
2020（令和2）年	第4次少子化社会対策大綱

著者作成

4. 「児童館ガイドライン」の策定と児童館の「機能」

(1) 2011（平成23）年「児童館ガイドライン」

この「児童館ガイドライン」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（現：子ども家庭局）通知として発出されている。地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として作成されたもので、児童館の運営・活動は、このガイドラインを参考にするものとし、市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上や運営の向上に努めること等を明示している。

西郷はこのガイドラインについて、「内容的には、児童館の制度創設から20世紀末に向けてこれまで底流として流れて来た地域の児童福祉施設としての役割・機能に関する流れを受け止め、明示した点が高く評価されるべきであろう」（西郷2017：256）とし、児童館を福祉施設として強く意識したものだとしている。一方で、いわば「福祉的機能」ともいえる「問題の発生予防・早期発見と対応」がガイドラインの中で基本的な役割機能として挙げられているものの、具体的な支援の方法が明記されていないことを指摘している。

藤高（2019：15）は、このガイドラインは「児童福祉法40条に基づく児童館の理念を、今日の社会状況にあわせて発展させ、職員の専門性を向上させて活動内容を地域の期待に応じるものにしていく必要があること」を示していると述べている。

(2) 2018年「(改正) 児童館ガイドライン」

2018年の「児童館ガイドライン」は、2011年のガイドラインを改正したものである。植木は、「児童福祉法40条に基づく児童館の理念を今日の社会状況にあわせて発展させ、職員の専門性を向上させて活動内容を地域の期待に応じるものにしていく必要性にせまられて」（植木2020：1）策定されたものだと述べる。

このガイドラインは、児童館を「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である」としている。施設の「基本特性」を6つ4) 掲げ、児童館の特性を、「①拠点性」「②多機能性」「③地域性」としている。②の「多機能性」を、

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

ものとしている。まさに、児童館の「福祉的機能」への言及といえよう。

関連して、みずほ情報総研は厚生労働省の調査研究事業の一環として、『児童館ガイドラ

イン』を理解するための確認ツール ～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～
という報告を行っており、「基本特性」の「①子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる」を挙げながら、児童館が「地域の中にある子どもに開かれた児童福祉施設である」（みずほ総研：2）としている。

また、ガイドラインは児童館の活動内容として、「1. 遊びによる子どもの育成」「2. 子どもの居場所の提供」「3. 子どもが意見を述べる場の提供」「4. 配慮を必要とする子どもへの対応」「5. 子育て支援の実施」「6. 地域の健全育成の環境づくり」「7. ボランティア等の育成と活動支援」「8. 放課後児童クラブの実施と連携」の8つを挙げている。特に、「4.」や「5.」については、相談援助や子育て支援の「機能」といってよいのではないだろうか。

(3) ガイドラインがもたらす児童館の「機能」を果たすための要件

2011年、2018年の「児童館ガイドライン」はともに、児童館が「福祉的機能」を有し、その使命をしっかりと果たさなくてはならないことを明記したものと見える。藤高（2019：15）がいうように、ガイドラインでは児童館は「これまでの児童館が持つ機能に加えて、ソーシャルワークを展開する拠点として活動することが期待されている」ということである。

大竹らは、児童館が重点的に対応している地域のニーズに関して調査（5）6）を行っている。①「障がい」、②その他（例：子育て支援、子どもの放課後や休日の居場所等）、③ひとり親、④虐待、⑤学習支援、⑥生活困窮、⑦不登校、⑧非行、⑨外国籍の順に地域のニーズが多かったという結果を示している。この結果を受け、こうしたニーズに対応できている児童館の運営状況の特長として、「ネットワークが充実していること、そしてキーパーソンとなる職員がいる。また、ネットワークで対応すべき課題が共有化されていること、児童館がそのネットワーク内での児童館の果たすべき役割を児童館がもつ児童福祉施設としての特性から認識していること、さらに、その強みを地域の関係機関が認識していること」（児童健全 2018：4）が共通していると分析している。換言すれば、児童館が「福祉的機能」を果たすためには、「（自治体や関係機関・団体等との）情報共有」や「（児童館の地域社会での）位置づけ」が、地域のニーズの対応の際の最たる課題であるとの認識を持つことが必要だといえよう。

また、みずほ情報総研は既出の報告のなかで、「施設運営」と「実践」との関係について、『実践』は、『施設運営』の上に成り立つものであって、『実践』から得られた教訓をもとに『施設運営』の見直し等に役立てていく視点も必要である」（みずほ情報総研 2019：6）と指摘している。同様に、植木（2020）は、ガイドラインが示す8つの活動内容が活性化するためには、「常勤」「専任」の館長の配置、専門的な資格を有する職員（児童厚生員）の配置が必要だとしている。

児童館の職員の専門性や力量が、児童館における「福祉的機能」の可能性を左右する重要なファクターであることは間違いない。どれだけ児童館そのものに「（福祉的）機能」を求め、それを実践として果たしていく専門職たる児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の

専門性が十全に発揮できる環境の整備という要件が満たされなければ、単なる机上の空論となる。

5. おわりに

ここまで、児童館の「福祉的機能」をめぐる議論や実現に向けた課題、今般の施策動向を概観してきた。特に、国による「児童館ガイドライン」の策定及び改正は、この15年の中で児童館の「存在意義」を公に表明したものだといえよう。ガイドラインの遵守が子どもの権利保障につながることを示したこの動きは、著者にとって本研究を進捗させるうえで大きな弾みとなる。このため、本論でのこれらの作業は、2006年調査で「福祉的機能」の重要性を主張してからおよそ15年間に表出した、地域における子どもや子育て家庭をめぐる複雑で多様性を帯びた「生活問題」に対して、児童館が「福祉的機能」を持ち、その役割を果たしているのかを再調査というかたちで実施するための予備的作業となった。

再調査に向けて、本論で述べることができなかつた「福祉的機能」、「ソーシャルワーク機能」、「予防機能」等の概念整理や、2006年調査の質問項目の見直しについて、早急に取り組んでいきたい。なかでも「児童館ガイドライン」の内容のさらなる批判的検討やその他の児童福祉関連施策の動向の分析結果を用いて、2006年調査の質問項目の今日的妥当性を検証することが当面の研究課題となるであろう。

子どもの最善の利益に適う児童館の今日的な「機能」を探るべく、研究の歩みを進めていきたい。

【注】

- 1) 西郷は、これからの児童館の軸となる役割・機能について具体的な提言（目標・対象・主体・方法・専門的技術と人・運営の6項目）を行っている。
- 2) 日本社会福祉実践理論学会（現日本ソーシャルワーク学会）ソーシャルワーク研究会は1997年に、ソーシャルワークの11の機能・役割（「仲介機能」「調停機能」「代弁機能」「連携機能」「直接的援助機能（処遇機能）」「治療機能」「教育機能」「保護機能」「組織機能」「ケースマネージャー機能」「社会変革機能」）を掲げている。本論では、ここにはない一連の相談援助活動を指す「相談援助機能」を「福祉的機能」と位置づけたうえで論を進めたい。
- 3) 児童福祉法上は放課後児童健全育成事業という。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。主な児童館とは異なり、認可保育所のような利用要件がある。
- 4) 2018年の児童館ガイドラインでは、児童館の施設特性として次の6つを掲げている。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
 - ② 子どもが遊ぶことができる。
 - ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
 - ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
 - ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
 - ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。
- 5) 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究（主任研究員 大竹智）」を指す。
- 6) この調査研究事業は、平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」により実施した『全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター対象）』の回答の中から、相談対応の件数の高さや児童虐待の発見・対応、子どもの貧困対策に取り組む児童館を抽出し、質問紙郵送調査を実施し、分析したものである。

【参考文献】

- 岡村重夫・山本紀久恵（1956）「保育所の社会福祉的機能について」『大阪市立大学家政学部紀要』3 巻 1 号, 1-11
- 傳馬淳一郎（2007）「今日の児童福祉における児童館機能の再検討—『子育て支援』の視点から」『北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集』10 巻, 63-74
- 大河内彩子（2008）「虐待を受けた子どもの回復支援と学校の課題—学校の福祉的機能の強化を目指して」『早稲田大学大学院文学研究科紀要。第 1 分冊』54 巻, 55-66
- 西郷泰之（2009）「地域における児童館のミッションと機能に関する研究—Promotion model から Prevention model への転換—（学位請求論文審査報告書）」『大正大学大学院研究論集』33 巻, 194-196
- 富田久枝・鈴木樹・白川佳子ほか（2010）「子どもの健全育成に関する児童館の機能価値の研究 [成果報告]」（平成 21 年度学術研究所主催グループ研究成果報告）『鎌倉女子大学学術研究所報』10 巻, 39-47
- 八重樫牧子（2010）「児童館の子育ち・子育て支援に関する調査研究からみた実践課題」『川崎医療福祉学会誌』19 巻 2 号, 425-435
- 厚生労働省（2011）『児童館ガイドライン』厚生労働省雇用均等・児童家庭局
- 奥典之・森内智子（2015）「児童厚生員が必要としているソーシャルワーク機能について」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』60 巻, 49-54
- 松岡是伸・小山菜生子（2015）「ソーシャルワークの機能・役割に関する 実践的考察と検討：児童養護施設での実践事例をもとにして—」『紀要』（名寄市立大学）9 巻, 69-81
- 植木信一（2017）「児童館における健全育成概念の変遷」『人間生活学研究』8 巻, 53-62
- 西郷泰之（2017）『児童館の歴史と未来:児童館の実践概念に関する研究』明石書店

- 厚生労働省（2018）『児童館ガイドライン』厚生労働省子ども家庭局
- 一般財団法人児童健全育成推進財団（2018）『平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究（主任研究員 大竹智）」平成 30 年 3 月』
- 藤高直之（2019）「社会福祉協議会が運営する児童館の実態と強みに関する研究」『立正社会福祉研究』21 巻, 15-29
- みずほ情報総研株式会社（2019）『「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール ～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～』（厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
- 植木信一（2020）「今後の児童館の活性化の要因:児童館ガイドラインにおける 8 種類の活動内容をてがかりに」『人間生活学研究』11 巻, 1-10
- 一般財団法人児童健全育成推進財団（2020）「児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

Exploring the Possibility for Social Work Function in Children's Halls

Sadayuki Tokoro

Abstract

This paper is discussed as a preliminary work to conduct a fact-finding survey in order to explore the practicality of the "Social Work function" in children's halls. While citing the heterogeneity of children's halls as a child welfare institution, I wanted to investigate and analyze the actual situation of today's children's hall practice, considering that it is the mission of the children's welfare institution to have a "Social Work function". The author intends to re-perform and compare and analyze a nationwide quantitative survey on the practice of "assessment" in children's halls conducted in 2006. Therefore, in this paper, we have shown the significance of exploring the necessity and possibility of the "Social Work function" in children's halls by organizing the movements and trends regarding child welfare and children's hall policies from 2006 to today. In particular, I took a closer look at "The Children's Hall Guidelines" that should be noted in the movement of children's halls measures since 2006. As a result, maximizing that the specialty and ability of the professional people of children's halls is an important factor that influences the possibility of "Social Work function" in children's halls. We recognized the need to review the question items of the re-survey and approach the survey to pursue the "Social Work function" in children's halls.

Keywords: children's halls, social work function, child welfare institution